

厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会 第2回大麻規制検討小委員会	参考資料5
令和4年6月29日	

薬生監麻発 0301 第 1 号
令和 4 年 3 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた 大麻栽培者免許事務の合理的な運用について

大麻栽培者については、高齢化、後継者不足等によりその数が減少していることや、新型コロナウイルス感染症の影響により、国産大麻繊維を使用する機会が減少していることから、伝統文化の存続、栽培技術の継承等が課題となっている。このため、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた大麻栽培者免許事務について」（令和3年9月10日付け薬生監麻発 0910 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）において、各都道府県衛生主管部（局）に対して、大麻栽培者免許の要件に関する技術的な助言を行ったところである。

今般、大麻草の特性を踏まえ、大麻栽培者免許の要件に関する当分の間の追加的な留意事項を下記に示すので、引き続き、大麻栽培者免許事務について適切に取り扱われたい。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言である。

記

1. 大麻栽培地の管理について

大麻栽培者免許については、大麻による保健衛生上の危害を防止するため、大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）第 5 条第 1 項の規定により都道府県知事が免許を付与することとされており、各都道府県において管理要件を審査基準等で定め、運用しているところであるが、栽培されている大麻草におけるテトラヒドロカンナビノール（以下「THC」という。）の含有量からみた

特性は、栽培地毎の大麻草によって異なっているところである。

大麻栽培者免許を交付する都道府県においては、大麻栽培に関する管理要件について、実際に栽培されている大麻草の THC の含有量からみた特性を考慮した上で、乱用防止及び盗難防止の観点から総合的に判断し、合理的に運用されたい。具体的には、栽培されている場所を踏まえ、大麻栽培地の周囲における柵、塀、防犯カメラ等の設置に関する運用等の合理性を検討すること。

なお、盗難防止及び乱用防止のため対応を強化する必要があると判断される場合は、管理要件の強化を検討するなど適切に対応されたい。

2. 栽培規制の今後について

「大麻等の薬物対策のあり方検討会とりまとめ（令和3年6月25日公表）」において、神事等に使用される大麻草の免許者による栽培に対する合理的ではない通知の見直しや指導の弾力化を図ることが適当であると提言されていることを踏まえ、厚生労働省では、引き続き、大麻栽培管理の実情を把握するための調査を行うことを検討しており、各都道府県においては、調査に御協力をお願いしたい。